

宮 介 第 7 5 4 号 2  
令和 4 年 1 2 月 2 0 日

有料老人ホーム設置者 代表者 殿

宮崎市長 清山 知憲  
(公 印 省 略)

有料老人ホームにおける適切な運営について (通知)

本市の高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、日頃から老人福祉法及び宮崎市有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、適切な運営に努めていただいていることと存じます。

先日、新聞報道等でありましたとおり、今般、本市の指定居宅サービス事業所において、特定施設サービス計画書の作成に関する運営基準違反や不正請求等が判明し、指定の一部効力停止処分及び返還請求を行う事案が発生したところでございます。

有料老人ホームにおかれましては、高齢者が入居する施設として入居者の福祉を重視することが求められていることから、今回の事案を契機に関係法令等を再確認していただくなどし、引き続き、入居者が安心して過ごせる環境を提供していただくとともに関係法令等を遵守した適切な運営に努めていただきますようお願いいたします。

文書取扱

介護保険課事業所支援係

電 話 : 4 4 - 2 8 0 4

F A X : 3 1 - 6 3 3 7